

株主各位

第 127 回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

2026 年 5 月 28 日
日産自動車株式会社

目 次

【事業報告】

1. 企業集団の現況に関する事項	... 1 頁
(7)主要な事業内容	
(8)主要な営業所及び工場	
(9)従業員の状況	
2. 会社の株式に関する事項	... 2 頁
(1)発行可能株式総数	
(2)発行済株式の総数	
(3)株主数	
(4)大株主	
(5)2025 年度中に取締役及び執行役に対して交付した当社の株式の数	
5.会計監査人の状況	... 3 頁
6.会社の体制及び方針	... 4 頁

【連結計算書類】

・ 連結株主資本等変動計算書	... 11 頁
(参考情報)「連結包括利益計算書」	...12 頁
・ 連結注記表	...13 頁

【計算書類】

・ 貸借対照表	... 24 頁
・ 損益計算書	... 26 頁
・ 株主資本等変動計算書	... 27 頁
・ 個別注記表	... 28 頁

【監査報告】

・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	... 37 頁
・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告	... 40 頁
・ 監査委員会の監査報告	... 42 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

【事業報告】

1. 企業集団の現況に関する事項

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社と当社の子会社、関連会社及び当社のその他の関係会社で構成され、自動車及び自動車部品の製造・販売を主要な事業内容とし、さらに、上記事業における販売活動を支援するための販売金融事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

本店 神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地

名 称	所在地	名 称	所在地
本社事務所	神奈川県	いわき工場	福島県
横浜工場	同上	座間事業所	神奈川県
追浜工場・総合研究所・ 追浜専用埠頭	同上	テクニカルセンター	同上
栃木工場	栃木県	北海道陸別試験場	北海道
荻田専用埠頭	福岡県	相模原部品センター	神奈川県
		本牧専用埠頭	同上

②当社グループの概要につきましては、前記の「(6) 重要な子会社の状況」に記載の通りであります。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
120,079 名 (14,840 名)	12,711 名減

(注)従業員数は就業人数であり、臨時従業員は()内に、年間の平均人員を外数で表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,713,998,612 株
- (3) 株主数 595,566 名
(前期末比 46,666 名減)

所有者別持株比率 (%)	
外国法人等	60.9
個人その他	20.4
金融機関	15.1
その他の法人	1.8
金融商品取引業者	1.4
自己株	0.4

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
ナティクシス エスエイ アズ トラストティー フォー フィデューシー ニュートン 701910	693,124	18.7
ルノー エスエイ	633,107	17.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	391,490	10.6
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデツク アカ ウント	89,186	2.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	71,569	1.9
マン インターナショナル アイシーブイシー マン ジャパン コアアル ファ ファンド	69,503	1.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	61,347	1.7
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	39,722	1.1
日本生命保険相互会社	37,820	1.0
ジェーピーモルガンチェースバンク 385781	31,684	0.9

(注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数 (15,245 千株) を控除して算出しております。

2. 株主名簿上は、ナティクシス エスエイ アズ トラストティー フォー フィデューシー ニュートン 701910 名義となっておりますが、これは全てルノー エスエイが実質的に保有しており、ルノー エスエイ名義を加えた合計は、1,326,231 千株になります。

(5) 2025 年度中に取締役及び執行役に対して交付した当社の株式の数

執行役 9 名 (退任した執行役 5 名を含む) に対し、当社普通株式を 549,765 株交付いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査委員会が同意した理由

525 百万円

当社監査委員会において、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,043 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行のためのコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

③ 当社の重要な子会社(「1.企業集団の現況に関する事項」の「(6)重要な子会社の状況」に記載)のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の決定の方針

- ・ 監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。
- ・ 監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる等、会計監査人による適正な監査の遂行に重大な支障が生じることが予想される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定します。

② 不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況を確認した上で、独立性、専門性、品質管理体制及びグローバル展開している当社事業に対応できる監査能力等の観点から、より高い能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

- 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記の通りであります。

(1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 法令に基づく会社の機関設計として指名委員会等設置会社制度を選択した上で、取締役会において、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定められた重要事項の決定を行う。
- ② 効率的で機動的な経営を行うため、原則として業務執行の決定に関する権限(法令で定められた取締役会専決事項に係るものを除く。)を大幅に執行役に委譲する。
- ③ 執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。
- ④ 地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。
- ⑤ マネジメント手法の一つとして、クロス・ファンクショナル(機能横断的活動)がある。なかでも、クロス・ファンクショナル・チーム(CFT)は、会社に取り組むべき各種の課題や問題に対応している。
CFTは、機能や組織の枠を越えて働く、当社が独自に開発した強力なマネジメント・ツールである。
- ⑥ 社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役及び使用人の権限と責任を定める権限基準を整備する。
- ⑦ 中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 世界中のグループ会社で働く全ての役員及び従業員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。
- ② 行動規範の遵守を確実にものとするため、eラーニング等の教育プログラムを充実させる。
- ③ 当社の取締役や執行役等を対象に、「取締役・執行役等の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。
- ④ 反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
- ⑤ 当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為又はそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
- ⑥ これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。グローバルコンプライアンス委員会が検知したコンプライアンス課題のうち本社執行役及びマネジメントコミッティ議長に関連したものについては、監査委員会に直接報告を行う。
- ⑦ 内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、従業員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とし、執行役等のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。
- ⑧ 社内規程を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。
- ⑨ 金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努める。当社における財務報告に係る内部統制には、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の手続を遵守することを含んでいる。プロセスを整備し、適切に運用するべく取り組むとともに、検出された会計及び内部統制に関する不備を適切にフォローアップし、その是正に取り組む。
- ⑩ 取締役会は、その構成員の過半数及び議長に独立性を有する社外取締役(独立社外取締役)を選任し、執行役からの定期的な報告受領、独立社外取締役のみによる会合の定期開催、筆頭独立社外取締役の設置、事務局の人員・機能の充実化及び独立性確保等の諸策を講じる等して、執行役等

の職務執行状況の監督に注力するとともに、その実効性について、3年に一度、第三者評価機関による評価を受ける。

- ⑪ 監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、適切な資質・能力を有する取締役を選任し、執行役等の職務執行状況を監査する。また取締役会の監督機能の実効性についても、適切に監査する。
- ⑫ 当社及びグループ会社の業務執行に関するプロセス、ポリシー、法令その他の問題について遵守がなされているかの監査を定期的に行うことを目的に、監査委員会の管轄の下、専門の内部監査部門を設置し、有効かつ効率的なグループ・グローバルな内部監査を行う。また、リージョンの内部監査部門を設置し、当社のグローバル内部監査室の統括の下に内部監査を行う。
- ⑬ 監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で随時連携を行う。
- ⑭ ルノーその他の主要株主又はアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社と当社との間における利益相反の可能性に鑑み、当社の代表執行役は、ルノーその他の主要株主若しくは三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役その他の役職員を兼任してはならないものとし、当社の代表執行役就任時に当該役職員に就任している場合には、速やかに兼任を解消するための措置を採るものとする。
- ⑮ ルノーその他の主要株主若しくはアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において取締役、執行役等を務めた経験を有する取締役は、当該勤務経験先と当社グループとの間で利益が相反する可能性のある議案が当社の取締役会に上程される場合には、当該議案の審議及び決議に参加しないものとする。
- ⑯ 当社・ルノー・三菱自動車工業株式会社間のアライアンスに関する活動については、当社の取締役会、エグゼクティブコミッティ、関係する執行役等の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役、又は従業員が法令を遵守し、当社・ルノー・三菱自動車工業株式会社間の利益相反の可能性にも配慮した上で行う。
- ⑰ 社内組織の新設又は変更にあたり、法務、経理、財務その他の管理部署の牽制機能を阻害する可能性のある権限分掌構造を採用しないものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社を与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。
- ② 全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的対策を講ずる。
- ③ 全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。
- ④ 内部監査部門は、監査委員会の管轄の下、リスクベースの手法による内部統制の状況に対するアシュアランス、及び必要に応じたコンサルティングの提供を目的として、関連する監査基準等に従って監査活動を行う。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規則の定めるところに従い、当社の執行役の職務の執行に係る文書その他の情報を保存し、適切に管理する。
- ② 各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、書面又は電子システムによって決裁し、適切に保存・管理する。
- ③ これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な管理を行っており、特に重要な経営会議体に関する資料等については、当社の取締役、執行役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、合理的な範囲で閲覧できる仕組みとする。
- ④ 情報の作成・利用・管理等に関するポリシーを整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミッティを設置する。

- ② マネジメントコミッティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
- ③ 各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定するため、当社は協力する。

(b) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図っている。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社又は当社に提出する仕組みを整備する。
- ② 内部監査部門は、グループ会社の業務執行の監査を実施するとともに、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンスプロセスの有効性の評価並びに向上を目的として監査を実施する。
- ③ 監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。
- ④ 特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、特定されたリスク、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。

(c) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。
- ② グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。
- ③ 上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極小化するために必要な措置を講じる。

(d) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

上記(a)ないし(c)で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。

(6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、スタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行する。
- ② 当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を必要とする。

(7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制

- ① 当社の監査委員会は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役(監査委員を除く。)、執行役及び使用人は報告を実施する。
- ② 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役及び使用人は、会社の業績・信用に大きな悪影響を及ぼしたものの、又はそのおそれのあるもの、グローバル行動規範その他の行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれのあるもの、及びこれに準じる事項を発見した場合、速やかに当社の監査委員会に報告する。
- ③ 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

- ④ 内部監査部門は、リスクベースの監査計画及び監査発見事項等を当社の監査委員会に継続的に報告する。

- (b) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- ① 当社の監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行い、グループ各社の監査役は、当社の監査委員会に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。
- ② グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
- ③ 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役及び使用人(内部監査部門に所属する者を含む。)は、上記(5)の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記(a)のとおり、当社の監査委員会に対して報告を実施する。

- (c) 上記(a)ないし(b)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行う。

- (8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

- (9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化する。そのうえで、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名以上置く。
- ② 監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携する。監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行う。内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得る。
- ③ 社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役と監査委員会は、定期的に又は監査委員会の求めに応じて会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。
- ④ 監査委員会は、重要会議等に出席し、意見を述べることができるほか、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び従業員に対して説明又は報告を求めることができる。
- ⑤ 監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行う。

● 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。なお、取締役会は、その責任において、当該体制と方針の実行状況を継続的にモニターしております。また、内部統制について担当する執行役を選定し、かかる執行役が議長を務める内部統制委員会を通じて、継続的に内部統制システムの実行状況、及び改善状況の把握に努めております。

- (1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、社外取締役8名を含む12名で構成されており、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定並びに執行役の職務の執行の監督を行っている。当事業年度において取締役会は17回開催された。業務執行の決定に関する権限は、大幅に執行役に委

議されているが、執行の内容をモニタリングするための業務執行報告を当事業年度の取締役会（17 回中 8 回）において実施した。

- ・ 執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置し、効率的かつ効果的な経営を行っている。
- ・ 社内意思決定の迅速化と、意思決定プロセスを明確にするための、権限基準が整備されており、常に透明性が高く、迅速かつ効果的な意思決定が確保されるよう、当該基準について定期的及び必要に応じ見直し・改訂を行っている。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ グローバルコンプライアンス委員会の統括のもと、リージョナルコンプライアンス委員会を地域ごとに配置して、違法行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築している。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域、拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底と違法行為の未然防止活動に取り組んでいる。グローバルコンプライアンス委員会は当事業年度においては、上期・下期に開催された。
- ・ 当社では、グローバルに従業員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度を導入している。当該内部通報制度は「SpeakUp(スピークアップ)」という名称のもとに導入されており、従業員やその他の関係者が匿名で通報し、双方向に秘匿なコミュニケーションを行うことが可能となっている。当社は従業員に対して、行動規範や内部規程の違反行為を報告するように促すとともに、通報者への報復を禁じる方針を定めており、それがコンプライアンス制度の土台となっている。
- ・ 役員及び従業員がコンプライアンスに関する施策や行動規範の内容を確実に理解・尊重できるよう、積極的にグローバルレベルで研修を行っている。
- ・ 国内車両製造工場における完成検査に係る不適切な取扱いに関し、当社は再発防止に向けた取り組みを進めてきた。2020 年 4 月までに、計画していた全 93 項目の再発防止策につきその実施が完了し運用を継続している。特に、経営会議メンバーの工場訪問などによる風通しの良い職場づくり、コンプライアンス意識向上のためのコンプライアンスイベントの開催やコンプライアンス教育など、完成検査問題の風化を防止するための取り組みを実施し、継続してコンプライアンス強化を図っている。
- ・ 金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。この取り組みにあたり、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準（J-SOX）に準拠して実施するテスト、評価及び報告の各手続を遵守している。重要な内部統制プロセスは十分に文書化されており、その内部統制の有効性の評価と完全な理解が可能となっている。また、J-SOX で検出された事項に加えて会計監査及び内部監査上の指摘事項にも対処している。すなわち、当社経理部は各リージョンの経理・財務担当部署とともに改善の進捗や対応状況を定期的に検討するとともに、グローバルコントローラーのもと、内部統制について改善点を有する全てのリージョンと四半期ごとにステアリングコミッティを開催している。加えて、CFO も当該ステアリングコミッティの一部に定期的に参加している。これによって当社経理部は他のリージョンが直面している課題を理解することができ、関連する分野についての潜在的なリスクを認識することができる。このような情報共有の仕組みにより、既存の課題に対処するだけでなく、問題の未然の防止にも取り組んでいる。また、この取り組みの内容は監査委員会委員長にも共有されている。
- ・ 当社は独立した組織であるグローバル内部監査部門を監査委員会の管轄の下、設置している。各地域では統括会社に設置した内部監査部門が担当し、より高度な専門性を要する販売金融及び IT の分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置している。グローバル インターナル オーディット オフィサー（GIAO）の統括の下、全ての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施されている。内部監査は、監査委員会の承認を受けた監査計画に基づき実施され、その結果は定期的に監査委員会へ報告されている。また、監査結果は関係部署及び役員へ適宜報告されている。
- ・ 当社は取締役会室を設置しており、定時の取締役会運営のみならず、取締役がその役割・責務を実効的に果たすために、円滑・適切に情報収集を行い、執行を監督する立場から当社のコーポレートガバナンス及びビジネスに関する事項等について幅広く議論するために、社外取締役のみによる会合など必要な活動運営を行っている。2025 年度の取締役会の実効性評価については、第三者評価機関を活用した評価を実施し、その結果の概要は当社「コーポレートガバナンスに関す

る報告書」において開示する。なお、監査委員会は、かかる取締役会の実効性について、適切に監査を実施し、その結果を取締役会へ報告している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社はグローバルリスク管理規程に基づき、グループ全体で活動を推進している。具体的には、事業環境の変化に対応するため、プロセスの見直しとともに、リスク管理の専門部署による役員層と各拠点のリーダーへのインタビューと各機能部署へのヒアリング、経営戦略室との連携を実施している。拠点からのフィードバックも反映し、様々なリスクを洗い出している。それらリスクのインパクトと切迫度、コントロールのレベルを定量的・定性的に評価し、コーポレートリスクマップの見直しを行っている。そして CEO が議長を務めるコーポレートリスクマネジメント委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組んでいる。当事業年度において、コーポレートリスクマネジメント委員会を 2 回開催した。内部監査の専門的な知見を活かしてプロセスの有効性についても確認をしている。
- ・ 危機管理の専門部署が主導する危機管理委員会を本社に設置、各海外拠点と連携している。自然災害や地政学影響といった危機事象による事業継続リスクに対し、平時からの情報監視及び危機発生時の迅速かつ組織横断的な対応を行い、危機管理体制の整備・強化を進めている。
- ・ 国内外の連結会社とも連携を深め、グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めている。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 情報セキュリティ全般に対する取り組みの基本方針である情報セキュリティポリシーをグローバルに展開し、情報セキュリティ委員会のもと、PDCA を回した対策を図っている。特に、グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応している。同ポリシー徹底のため、情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、周知・定着を図っている。当事業年度において、情報セキュリティ委員会を 3 回開催した。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 各種マネジメントコミッティ、グローバルコンプライアンス委員会、グループ会社監査、グループ各社の監査役を集めての会合等のほか、グループ各社代表役員等と個社ごとにコミュニケーションをとることでのガバナンスの状況把握、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社から受けている。

(6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、専任のスタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行している。
- ・ 当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を得ている。

(7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社の監査委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じ、執行役、執行役員及び使用人から、当社及びグループ会社の業務執行に関する報告を受けている。
- ・ 当社の監査委員会は、定期的に内部監査部門から、当社及びグループ会社の業務執行に関する監査結果の報告を受けている。
- ・ 当社の監査委員は、主なグループ会社を定期的に訪問しており、その際、各社社長及び役員から業務の執行状況の報告を受けているほか、各社監査役とも意見交換を実施している。また、当社の監査委員会は、グループ各社の監査役との情報及び意見交換を目的とした会合を定期的に実施して連携を図ること等により、グループガバナンスの強化に取り組んでおり、かかる会合でグル

ープ各社の監査役は、年度監査計画及び重点課題の進捗状況等を報告している（当事業年度においては2回開催した。）。

- ・ グローバル行動規範及びグローバル内部通報規程において、従業員は行動規範の違反を察知した場合には速やかに報告する義務を負っている旨、報告者は報復を受けることのないよう保護される旨定め、周知を図っている

(8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設けている。

(9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化している。そのうえで、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名置いている。
- ・ 当社の監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携している。また、当社の監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行っている。一方、内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告している。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得ている。
- ・ 当社の監査委員会委員長である永井素夫は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役と、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議等に出席して、意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び使用人に対して説明又は報告を求めている。また、同氏が収集した情報については、適時に他の監査委員にも共有されている。
- ・ 当社の監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を図っている。

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	605,814	825,756	3,415,475	△88,284	4,758,761	1,563	△2,824
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△533,095		△533,095		
自己株式の取得				△449	△449		
自己株式の処分			△277	1,912	1,635		
関連会社の連結範囲の変 動			△51		△51		
関連会社の持分法適用範 囲の変動			△11,401		△11,401		
関連会社の子会社に対す る持分変動		15,708			15,708		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						4,345	△9,633
当期変動額合計		15,708	△544,824	1,463	△527,653	4,345	△9,633
当期末残高	605,814	841,464	2,870,651	△86,821	4,231,108	5,908	△12,457

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	連結子会社の 貨幣価値変動 会計に基づく 再評価積立金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△112,691	314,407	△972	199,483	299	486,805	5,445,348
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△533,095
自己株式の取得							△449
自己株式の処分							1,635
関連会社の連結範囲の変 動							△51
関連会社の持分法適用範 囲の変動							△11,401
関連会社の子会社に対す る持分変動							15,708
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△6,063	330,403	49,338	368,390	△299	△44,118	323,973
当期変動額合計	△6,063	330,403	49,338	368,390	△299	△44,118	△203,680
当期末残高	△118,754	644,810	48,366	567,873	—	442,687	5,241,668

(参考情報)

連結包括利益計算書
(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純損失 (△)	△526,666
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	11
繰延ヘッジ損益	△12,437
連結子会社の貨幣価値変動会計に基づく再評価積立金	△2,356
為替換算調整勘定	287,863
退職給付に係る調整額	46,972
持分法適用会社に対する持分相当額	64,550
その他の包括利益合計	384,603
包括利益	△142,063
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△164,705
非支配株主に係る包括利益	22,642

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社	226社	(国内 92社、海外 134社)
国内車両・部品販売会社		日産神奈川販売(株)、日産自動車販売(株)、 日産部品中央販売(株) 他36社
国内車両・部品製造会社		日産車体(株)、愛知機械工業(株)、ジヤトコ(株) 他9社
国内物流・サービス会社		日産トレーディング(株)、(株)日産フィナンシャルサービス、日産モーター スポーツ&カスタマイズ(株) 他38社
在外会社		北米日産会社、欧州日産自動車会社、英国日産自動車製造会社、メキシコ日 産自動車会社 他130社
非連結子会社	2社	(国内 1社、海外 1社)
国内会社		NCサービス(株)
在外会社		日産マニュファクチャリングタンジールメディタレーニアン

なお、上記の非連結子会社は、総資産・売上高・当期純損益・利益剰余金等を勘案しても比較的小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていない。

(2) 持分法適用会社	36社	
関連会社	36社	(国内 22社、海外 14社) ルノー、東風汽車有限公司、三菱自動車工業(株)、日産東京販売ホールディ ングス(株) 他32社
持分法非適用会社	5社	
非連結子会社	2社	日産マニュファクチャリングタンジールメディタレーニアン 他1社
関連会社	3社	(株)サン 他2社

なお、上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がない。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

連結新規	3社	Nissan Import and Export (Guangzhou) Co., Ltd. 他2社
連結除外	8社	ルノー日産オートモーティブインディア社 他7社
持分新規	2社	Moplus Inc. 他1社
持分除外	1社	アライアンスインスペクションマネジメントホールディングス

異動の主な理由は、新規会社は新規設立及び株式取得によるものであり、除外会社は清算、株式譲渡等によるものである。

2. 連結子会社の決算日等に関する事項

(1) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は次のとおりである。

- ・1月31日が決算日の会社・・・横浜マリノス(株)
- ・6月30日が決算日の会社・・・アプリーテージビー社
- ・9月30日が決算日の会社・・・日産フォーミュラEチーム(株)
- ・12月31日が決算日の会社・・・メキシコ日産自動車会社、東風日産汽車金融有限公司 他33社

(2) 6月30日が決算日のアプリーテージビー社、9月30日が決算日の日産フォーミュラEチーム株式会社、12月31日が決算日のメキシコ日産自動車会社他27社については、連結決算日における仮決算による財務諸表で連結している。また、1月31日が決算日の横浜マリノス株式会社、12月31日が決算日の東風日産汽車金融有限公司他6社については、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券……………
 - ・満期保有目的の債券…償却原価法
 - ・その他有価証券市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- ②デリバティブ…………… 時価法
- ③棚卸資産…………… 通常の販売目的で保有する棚卸資産…先入先出法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産は主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法を採用している。リース資産(使用权資産を含む)の耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。一部在外子会社等においては、国際財務報告基準(IFRS)第9号又は米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第326号を適用し、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識している。
- ②製品保証引当金…………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年～15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として6年～24年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。一部の在外子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用し、従業員の平均残存勤務期間あるいは従業員の平均余命期間にて費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業は、製品及びサービスの特性に基づいて、自動車事業と販売金融事業に区分される。自動車事業は、主に自動車及び部品の製造と販売を行っている。販売金融事業は、自動車事業の販売活動を支援するために、販売金融サービス及びリース事業を行っている。

自動車事業における自動車及び部品の販売は、顧客が自己の意思で製品を使用、売却することができる時点で支配が移転したと考えられることから、通常、顧客に製品を引渡した時点で収益を認識している。一定期間にわたりサービスを提供する取引には、主に有償の延長保証及びメンテナンスサービスの提供があり、履行義務の充足に応じて収益を認識している。収益は顧客との契約に基づく対価にて測定され、当該金額から税務当局等の第三者のために回収する金額を除いている。

当社グループは、主に販売店に対して特定期間の車両総販売台数や特定のモデルの販売台数等に基づき販売奨励金を支給している。これら販売奨励金は最頻値法を用いて計算した金額に基づき、車両の販売時に認識し売上高から控除している。

対価については契約に基づいた販売条件により支払いを受けており、対価に含まれる金融要素に金額的重要性はない。

なお、製品の販売における顧客との契約には、製品に材料上又は製造上の不具合が発生した場合に、無償で部品の交換又は補修を行うことを約する条項が含まれており、この保証に係る費用に対して製品保証引当金を認識している。当該引当金は、前述の(3)重要な引当金の計上基準に基づき計上している。

販売金融事業における販売金融商品に係る利息収益は、利息相当額を契約期間にわたり認識している。ファイナンス・リース取引に係る収益は、利息相当額をリース期間にわたり認識している。オペレーティング・リース取引に係る収益は、リース料総額を契約に基づくリース期間に按分し認識している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の換算の基準

- ①外貨建取引…………… 外貨建金銭債権債務は、報告期間の期末日の為替レートで当社を含む関係会社の各機能通貨に換算している。この結果生じる換算差額は、為替差益又は為替差損として認識している。
- ②在外子会社等の資産及び負債の換算…………… 当社の報告通貨は円であり、在外子会社等の大半の機能通貨は各社の現地通貨である。連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書は期中平均為替レートで換算している。ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により報告期間の期末日の為替レートにより円換算している。在外子会社等の資産及び負債は、報告期間の期末日の為替レートにより円貨に換算し、その結果生じた換算差額は、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額として認識している。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法…………… 国内会社においては、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象… ③ヘッジ方針…………… ④ヘッジ有効性の評価方法…
- また、在外会社においては、国際会計基準又は米国会計基準に基づき、ヘッジ対象となるリスクに応じたヘッジ処理を行っている。
- ・ヘッジ手段 … デリバティブ取引
・ヘッジ対象 … 主として外貨建債権債務等
- 連結計算書類作成会社のリスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。
- 在外会社においては、国際会計基準又は米国会計基準に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っているが、国内会社においては、ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん(のれん相当額)は重要性に応じ、20年以内のその効果が発現すると認められる一定の年数にわたって均等償却を行っている。但し、金額が僅少な場合は、すべて発生時の損益として処理している。

負ののれん(負ののれん相当額)は、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理している。

(9) グループ通算制度及び連結納税制度の適用

当社及び一部の国内子会社はグループ通算制度を適用している。また、一部の在外子会社は連結納税制度を適用している。

4. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用に区分掲記していた「債権流動化費用」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「雑支出」に含めて表示している。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「特別退職加算金」は重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記している。

5. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損損失

当社グループは、事業セグメント(自動車・販売金融)及び相互補完性を考慮した地域区分等に基づいて資産のグルーピングを行い、事業用資産の減損の兆候の判定、減損損失の認識及び測定を行っている。減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定において割引率を合理的に見積もっている。

将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、経営会議において承認された事業計画を基礎としており、過去のマーケットシェアの状況、利益率、第三者による需要予測を参考にした地域毎の市場成長率、為替相場を含めた関連する市場動向や、現在見込まれる経営環境の変化等を考慮して将来キャッシュ・フローを見積もっている。正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価額等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮している。割引率は、加重平均資本コストを基に、各国のカントリーリスク等を考慮して算定している。

当連結会計年度末の連結計算書類に含まれる自動車事業の事業用資産の残高は2,134,264百万円である。当連結会計年度において、継続した営業損失等の状況により減損の兆候が認められた資産グループについて減損テストを実施した結果、自動車事業の事業用資産について240,122百万円、遊休資産等について126,125百万円の減損損失を計上した。

資産グループに関連する市場動向、経済環境や会社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じ、将来キャッシュ・フローや正味売却価額の見積りを修正した場合には、固定資産の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性がある。当期に発生した事業用資産の減損損失の詳細については、連結損益計算書に関する注記の1. 減損損失を参照。

(2) 繰延税金資産

将来加算一時差異の解消及び実現可能なタックスプランニングを考慮してもなお残存する将来減算一時差異等に対して、上述した経営会議において承認された事業計画を基礎として、将来発生が見込まれる永久差異や一時差異の金額を考慮して、将来の課税所得を合理的に見積もったうえで、繰延税金資産の回収可能性評価を行っている。当連結会計年度の連結計算書類に計上している繰延税金資産の純額は265,757百万円である。

上述した市場の動向、経済環境や会社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じ、将来の課税所得の見積額を修正した場合、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性がある。

(3) 貸倒引当金

当社グループは、金融債権等の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能となる金額について過去実績を基礎として見積り、貸倒引当金として計上している。回収不能額を見積もる際には、顧客の信用リスクや担保資産価値について評価している。また、経済指標の著しい悪化が見込まれる等、外部環境の変化により債権の信用リスクが変動した場合には、必要に応じて、関連する要素を追加的に考慮し算定している。例えば、過去の実績に基づく見積りが市場予測と大きく異なる場合や、個別の信用リスクや担保資産の価値が毀損した場合には、見積りと実績に差が生じ引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性がある。

国際財務報告基準(IFRS)第9号又は米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第326号を適用している在外子会社等においては、予想信用損失モデルによる減損に基づき貸倒引当金を認識している。IFRS第9号においては、信用リスクに応じてステージを分類した上で予想信用損失を算定するのに対し、ASC第326号においては、ステージの分類はせず、全ての金融債権について残存期間の予想信用損失を算定する。将来発生すると予測されるデフォルトによる信用損失は現在価値で測定することが求められている。IFRS及びASCにおける引当金は、過去の実績、中古車価格、失業率やインフレ率などのマクロ経済要因の予測など、信用リスク評価の前提条件の変動によって増加又は減少する可能性がある。

当連結会計年度の連結計算書類に計上している販売金融事業の貸倒引当金は137,559百万円である。

(4) リース車両残価損失

主として北米地域の関係会社において、リース期間が終了し返却されたリース車両の売却収入が、リース期間の終了時における当該資産の帳簿価額を下回る場合に生じる損失に備えるため、リース車両に対し残価損失を見積計上している。当連結会計年度の連結計算書類の機械装置及び運搬具(純額)に計上しているリース車両残価損失は138,140百万円である。当該残価損失には、米国連邦EV税控除制度の廃止に伴う中古車市場価格の下落を受けたリース車両の減損損失15,825百万円も含まれる。

このような残価損失は、見積残存価額が変動した場合、減価償却費の増加又は減少として認識することになる。残価損失の見積りは、主にリース車両の予想売却価格、予想返却率に基づいて更新される。これらは中古車販売実績、リース車両の車両返却率、新車販売動向、中古車の供給状況、顧客の嗜好、マーケティング戦略、一般的な経済状況等、多くの要因に影響を受けるが、これらに限定されるものではない。なお、中古車市場価格が下落し減損の兆候が識別され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、リース車両の追加減損が発生する可能性がある。

(5) リコール等の市場措置費用

当社グループは、届出等に基づく市場措置が必要と認められた場合には、製品保証費用の見積りとは別に、その見積額を未払費用として計上している。費用の見積りにおいては、対象となるモデルの市場流通台数、市場措置の予想実施率、台当たり市場措置金額及び付帯費用に基づいて将来予想される発生見込額を算定している。なお、市場措置の予想実施率については、販売地域、ブランド、車齢別の過去実績等に基づき見積りを行っている。当連結会計年度の連結計算書類に計上しているサービス保証料は66,369百万円である。

四半期毎に市場措置の推移を確認し、市場措置件数が想定以上に増加又は減少したこと等により実際の発生が見積りと異なる場合には、未払費用の追加計上もしくは取崩を行う可能性がある。

6. 会計上の見積りの変更

(1) 自社利用のソフトウェアの耐用年数の変更

当社グループは、事業及びリソースを見直す中で、一部の自社利用のソフトウェアの使用実績を考慮しつつ、将来の利用見込期間を再検討した結果、技術的な陳腐化リスクが低く、従来の耐用年数より長期間の利用が見込まれると判断したため、2025年5月に発表した経営再建計画「Re:Nissan」をふまえて当連結会計年度において、耐用年数の上限を5年から8年に変更している。

この結果、当連結会計年度の営業利益が11,068百万円増加し、税金等調整前当期純損失は11,068百万円減少している。

(2) 製品保証引当金

当社グループは、製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。当社グループは、部品構成の変化（例えば、電子部品）によりサービス保証費用の発生の態様が従来に比べて変化していることを識別し、その態様を将来の発生費用の見積りに反映するため、従来の製品保証期間が満了した車両のサービス保証費用を参照する方法に代えて、製品保証期間内にある車両を含む直近のサービス保証費用を参照する見積りの変更を当連結会計年度において行った。

この結果、当連結会計年度の営業利益が36,603百万円、経常利益が36,984百万円増加し、税金等調整前当期純損失は36,984百万円減少している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

販売金融債権	3,507,673百万円
機械装置及び運搬具（純額）	1,806,445
投資その他の資産　その他	2,834
計	5,316,952

(2) 上記担保資産の対象となる債務

短期借入金	889,508百万円
長期借入金	2,343,817
(1年内返済予定を含む)	
計	3,233,325

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,742,351百万円
(内、リース資産 175,111百万円)

3. 保証債務等の残高

保証債務残高（従業員向け） 5,950百万円

4. 偶発債務

・有価証券報告書の虚偽記載に関連した訴訟

過去の有価証券報告書の虚偽記載の結果、現在、国内外で訴訟に発展している案件がある。
今後の進行状況等によっては、当社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、事業セグメント(自動車・販売金融)及び相互補完性を考慮した地域区分等に基づいて固定資産の評価を行っている。特定の事業領域については、将来の収益性をより良く反映した個別の資産グループを設定し、他の資産グルーピングから区分している。

当連結会計年度において、継続した営業損失の状況等により減損の兆候が認められた資産グループについて減損テストを実施した結果、以下の自動車事業の事業用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に240,122百万円計上した。なお、当該減損金額には、米国連邦EV税控除制度の廃止に伴う中古車市場価格の下落を受けたリース車両(リース契約による資産(貸主))の減損損失も含まれる。事業用資産のうち、リース車両以外の当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額等に基づいて算定している。

一方、リース車両の回収可能価額は使用価値により測定し、リース契約満了時の売却見込み額を加味した将来キャッシュ・フローを6.1%の割引率で、割り引いて算定している。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	北米	154,840
事業用資産	リース契約による資産(貸主)	北米	15,825
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	欧州	47,088
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	日本	22,369
		合計	240,122

また、当社グループは、将来の使用が見込まれていない遊休資産、会社の意思決定により処分が見込まれている資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しており、以下の資産について減損損失を計上した。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
遊休資産	機械装置及び運搬具、無形固定資産等	日本、北米、アジア、その他 (合計19件)	68,139
売却資産	建物及び構築物、建設仮勘定等	日本、その他(合計5件)	2,514
処分予定資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定等	日本、北米、欧州 (合計16件)	55,472

2. 国際最低課税額に対する法人税等

法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は1,558百万円である。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,713,999千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項なし。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項なし。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、リスクを適切なレベルに維持しつつ効率的な資金の運用を行うことを目的として、短期的な預金や低リスクの短期投資を行っている。

資金調達については、短期・長期の銀行借入れ、社債、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化による調達など、流動性リスクを低減する為に調達手段の多様化を行っている。

当社グループは、製品販売の対価として受取手形や売掛金を保有しており、契約に基づいた販売条件により資金回収を行っている。また、製品の開発・製造、販売に必要な部品・資材・サービスを調達しており、各種支払い条件に基づいた期日の債務を保有している。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務の為替変動リスクの回避、有利子負債の金利変動リスクの回避、及びコモディティの価格変動リスクの回避を目的としてグループ内のリスク管理規定に基づき行っており、投機目的の取引は行っていない。

販売金融事業においては、厳格な与信審査により顧客へのオートローンやリース、ディーラーへの在庫金融や運転資金ローンなどを中心とした金融サービスを提供している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 販売金融債権(*2)	7,330,365		
貸倒引当金(*3)	△140,179		
小計	7,190,186	7,214,997	24,811
(2) 投資有価証券(*4)	788,890	360,292	△428,598
(3) 長期貸付金	9,836		
貸倒引当金(*3)	△1,549		
小計	8,287	8,287	—
資産計	7,987,363	7,583,576	△403,787
(1) 社債(*5)	3,079,380	3,027,281	52,099
(2) 長期借入金(*5)	4,447,838	4,408,672	39,166
(3) リース債務(*5)	167,871	166,054	1,817
負債計	7,695,089	7,602,007	93,082
デリバティブ取引(*6)	(27,631)	(27,631)	—

(*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、有価証券、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略している。

(*2) 販売金融債権の連結貸借対照表計上額は、割賦繰延利益等40,837百万円を控除したものである。

(*3) 販売金融債権及び長期貸付金に個別に計上された貸倒引当金は控除している。

(*4) 非上場株式及び有限責任事業組合への出資は、「(2) 投資有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	663,218
有限責任事業組合	1,635

(*5) 社債、長期借入金及びリース債務には、流動負債における1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務をそれぞれ含んでいる。

(*6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務はこの注記では純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、最も低いレベルに分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券 株式	2,831	—	—	2,831
資産計	2,831	—	—	2,831
デリバティブ取引(*1)	—	(27,631)	—	(27,631)

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 販売金融債権	—	—	7,214,997	7,214,997
(2) 投資有価証券 その他有価証券 株式	357,461	—	—	357,461
(3) 長期貸付金	—	—	8,287	8,287
資産計	357,461	—	7,223,284	7,580,745
(1) 社債	—	3,027,281	—	3,027,281
(2) 長期借入金	—	4,408,672	—	4,408,672
(3) リース債務	—	166,054	—	166,054
負債計	—	7,602,007	—	7,602,007

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、取引所の価格によっている。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、第三者から入手した相場価格を用いて算定、又は金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。

販売金融債権

販売金融債権の時価は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローに対し、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、個々の貸付金ごとの将来キャッシュ・フロー（元金）を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元金金の合計額を当該社債の残存期間及び市場で観察可能な信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元金金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率を市場で観察可能な基礎条件に基づき算出し、当該利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、国内及び海外において、賃貸等不動産を所有しており、主に自動車及び部品の販売店舗等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
95,886	122,065

(注1) 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	自動車事業	販売金融事業	
日本	1,615,447	36,371	1,651,818
北米	5,463,144	112,815	5,575,959
内、米国	4,232,734	1,227	4,233,961
欧州	1,502,439	—	1,502,439
アジア	506,440	2,783	509,223
その他	1,647,444	3,851	1,651,295
顧客との契約から生じる収益	10,734,914	155,820	10,890,734
その他の源泉から生じる収益	25,384	1,091,770	1,117,154
外部顧客への売上高	10,760,298	1,247,590	12,007,888

(注) その他の源泉から生じる収益は、主に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益である。これには、在外連結子会社が適用している国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第310号「債権」等の金融商品に関する各基準及びASC第842号「リース」に基づく収益が含まれる。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
受取手形	94,189	87,572
売掛金	482,972	556,461
	577,161	644,033

顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に計上している。

なお、当社グループにおける契約資産の残高に重要性はない。

契約負債

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	337,961	349,518

契約負債は「流動負債」及び「固定負債」の「その他」に含めて計上している。契約負債は主に、自動車代金の前受、有償の延長保証及びメンテナンスサービスに関するものであり、収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、152,938百万円である。

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務の主な内容は、自動車及び部品の販売、有償の延長保証並びにメンテナンスサービスの提供である。当社グループは、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年内の自動車及び部品の販売に関する契約等について注記の対象に含めていない。残存履行義務の充足が見込まれる時期ごとの収益は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	110,547
1年超5年以内	209,023
5年超	12,450
合計	332,020

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,372円 56銭
1株当たり当期純損失(△)	△152円 58銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を四捨五入して表示している。

【計算書類】

貸借対照表
(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	557,484
売掛金	345,663
製品	135,727
仕掛品	25,057
原材料及び貯蔵品	175,055
前払費用	57,905
関係会社短期貸付金	1,249,971
未収入金	168,845
その他	58,694
貸倒引当金	△188,389
流動資産合計	2,586,016
固定資産	
有形固定資産	
建物	203,288
構築物	26,704
機械及び装置	176,544
車両運搬具	5,667
工具、器具及び備品	89,728
土地	119,137
建設仮勘定	29,483
有形固定資産合計	650,554
無形固定資産	105,753
投資その他の資産	
投資有価証券	52,137
関係会社株式	1,974,336
関係会社長期貸付金	224,250
繰延税金資産	215,070
その他	78,395
貸倒引当金	△1,040
投資その他の資産合計	2,543,148
固定資産合計	3,299,456
繰延資産	
社債発行費	9,787
繰延資産合計	9,787
資産合計	5,895,260

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
電子記録債務	363,174
買掛金	604,408
短期借入金	20,000
リース債務	27,023
未払金	34,678
未払費用	324,520
未払法人税等	11,530
契約負債	13,372
前受金	231
預り金	39,513
製品保証引当金	26,830
その他	32,091
流動負債合計	1,497,375
固定負債	
社債	1,865,030
長期借入金	200,000
リース債務	31,562
長期未払法人税等	1,558
製品保証引当金	47,416
退職給付引当金	1,723
関係会社事業損失引当金	338,906
その他	19,440
固定負債合計	2,505,637
負債合計	4,003,012
純資産の部	
株主資本	
資本金	605,813
資本剰余金	
資本準備金	804,470
資本剰余金合計	804,470
利益剰余金	
利益準備金	53,838
その他利益剰余金	
買換資産圧縮積立金	49,539
特別償却積立金	5
繰越利益剰余金	393,642
利益剰余金合計	497,026
自己株式	△6,477
株主資本合計	1,900,832
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	847
繰延ヘッジ損益	△9,431
評価・換算差額等合計	△8,584
純資産合計	1,892,247
負債純資産合計	5,895,260

損益計算書
(自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	3,601,971
売上原価	3,399,490
売上総利益	202,480
販売費及び一般管理費	299,284
営業損失	△96,803
営業外収益	
受取利息	69,684
受取配当金	190,960
為替差益	1,221
受取保証料	12,901
デリバティブ収益	14,238
その他	8,219
営業外収益合計	297,224
営業外費用	
支払利息	90,845
貸倒引当金繰入額	131,878
その他	7,460
営業外費用合計	230,183
経常損失	△29,762
特別利益	
固定資産売却益	74,388
関係会社株式売却益	4,307
投資有価証券売却益	3,902
その他	3,243
特別利益合計	85,841
特別損失	
固定資産売却損	606
固定資産廃棄損	14,666
減損損失	67,062
関係会社株式売却損	4,093
関係会社株式評価損	239
関係会社事業損失引当金繰入額	134,929
その他	37,815
特別損失合計	259,413
税引前当期純損失	△203,334
法人税、住民税及び事業税	20,245
国際最低課税額に対する法人税等	1,558
法人税等調整額	14,127
法人税等合計	35,932
当期純損失	△239,266

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					買換資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	605,813	804,470	804,470	53,838	52,055	7	630,669	736,571
当期変動額								
買換資産圧縮積立金 の取崩					△2,515		2,515	
特別償却積立金 の取崩						△2	2	
当期純損失 (△)							△239,266	△239,266
自己株式の取得								
自己株式の処分							△277	△277
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計					△2,515	△2	△237,026	△239,544
当期末残高	605,813	804,470	804,470	53,838	49,539	5	393,642	497,026

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7,957	2,138,897	782	3,335	4,118	2,143,015
当期変動額						
買換資産圧縮積立金 の取崩						—
特別償却積立金 の取崩						—
当期純損失 (△)		△239,266				△239,266
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	1,480	1,203				1,203
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			64	△12,767	△12,702	△12,702
当期変動額合計	1,479	△238,064	64	△12,767	△12,702	△250,767
当期末残高	△6,477	1,900,832	847	△9,431	△8,584	1,892,247

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 有価証券…………… | 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
①市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
②市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。 |
| (2) デリバティブ…………… | 時価法 |
| (3) 棚卸資産…………… | 先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している) |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 有形固定資産…………… | 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数、残存価額は実質的残存価額によっている。 |
| (2) 無形固定資産…………… | 定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(8年)に基づく定額法を採用している。 |
| (3) リース資産…………… | 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額によっている。 |

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4. 引当金の計上基準

- | | |
|------------------|--|
| (1) 貸倒引当金…………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。 |
| (2) 製品保証引当金…………… | 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。 |
| (3) 退職給付引当金…………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、退職給付引当金又は前払年金費用を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。 |
| (4) 関係会社事業損失引当金… | 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上している。 |

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に自動車及び部品の販売によるものである。加えて、製品の製造又は販売における商標・技術ノウハウ等の使用・実施の許諾に係るロイヤリティ収入を計上している。

自動車及び部品販売は、顧客に法的所有権やリスク及び経済価値が移転し処分が可能となる顧客との契約で合意された地点に製品が到着し引き渡し完了した時点で、請求権が発生し支配が移転すると考えられるため、通常、顧客と契約で合意された方法で製品を引き渡した時点で収益を認識している。

国内販売については、自動車販売は、顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識している。部品販売は、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識している。

また当社は、主に販売店に対して特定期間の車両総販売台数や特定のモデルの販売台数等に基づき販売奨励金を支給している。これら販売奨励金は最頻値法を用いて計算した金額に基づき、車両の販売時に認識し売上高から控除している。

輸出販売については、主に船積時点で収益を認識している。

ロイヤリティ収入は、主にライセンス先（主に関係会社）の売上高に基づいて、当該売上高が計上された時点で認識している。

当社による製品の収益は顧客との契約に基づく対価にて測定され、当該金額から税務当局等の第三者のために回収する金額を除いている。

なお、自動車及び部品の販売、ロイヤリティ収入について顧客から収受する対価は、契約に基づいた販売条件により支払いを受けており、対価に含まれる金融要素に金額的重要性はない。

製品の販売における顧客との契約には、製品に材料上又は製造上の不具合が発生した場合に、無償で部品の交換又は補修を行うことを約する条項が含まれており、この保証に係る費用に対して製品保証引当金を認識している。当該引当金は、前述の4. 引当金の計上基準に基づき計上している。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法…………… 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象… ヘッジ手段 … デリバティブ取引
ヘッジ対象 … 主として外貨建金銭債権債務等
- ③ ヘッジ方針…………… リスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。
- ④ ヘッジ有効性の評価方法… ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) グループ通算制度の適用… グループ通算制度を適用している。

7. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に区分掲記していた「貸倒引当金戻入額」は重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示している。

8. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損損失

連結計算書類の連結注記表5. 会計上の見積り (1) 固定資産の減損損失に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。減損の認識の判定を行った結果、事業用資産及び処分予定資産に対する減損損失の認識が必要と判断した。有形固定資産について67,004百万円、無形固定資産について57百万円の減損損失を計上した。当事業年度の計算書類に計上している有形固定資産及び無形固定資産の合計残高は756,308百万円である。

(2) 繰延税金資産

連結計算書類の連結注記表5. 会計上の見積り (2) 繰延税金資産に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。当事業年度の計算書類に計上している繰延税金資産の純額は215,070百万円である。

(3) リコール等の市場措置費用

連結計算書類の連結注記表5. 会計上の見積り (5) リコール等の市場措置費用に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。当事業年度の計算書類に計上しているサービス保証料は44,583百万円である。

9. 会計上の見積りの変更

(1) 自社利用のソフトウェアの耐用年数の変更

連結計算書類の連結注記表6. 会計上の見積りの変更 (1) 自社利用のソフトウェアの耐用年数の変更に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。この結果、当事業年度の営業損失が10,278百万円減少し、税引前当期純損失が10,278百万円減少している。

(2) 製品保証引当金

連結計算書類の連結注記表6. 会計上の見積りの変更 (2) 製品保証引当金に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。この結果、当事業年度の営業損失が39,381百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失が39,762百万円減少している。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,510,814百万円
(内、リース資産 92,111百万円)

2. 保証債務等の残高

(1) 保証債務

被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
米国日産販売金融会社	95,928	借入金(販売金融資金)の債務保証
英国日産自動車製造会社	76,881	借入金(設備資金)の債務保証
北米日産会社	(※1) 11,991	関税支払の債務保証
従業員	(※2) 5,698	借入金(住宅資金)の債務保証
計	190,499	

(※1) 北米日産会社に対する債務保証は、関税支払に係る保険会社による保証について、当社が再保証を行っているものである。本債務保証額は、当社が当該再保証に基づき将来負担する可能性のある保証限度額を示している。

(※2) 貸倒実績率を基に貸倒引当金を計上している。

(2) キープウェル・アグリーメント

当社は上記のほか以下の子会社と信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

各金融子会社等の2026年3月末の債務残高は次のとおりである。

対象会社	対象債務残高(百万円)
米国日産販売金融会社	4,172,422
(株)日産フィナンシャルサービス	503,200
Automotive Lending Solutions Australia Pty. Ltd.	456,889
カナダ日産自動車会社	271,396
北米日産会社	46,186
ニッサンリーシング(タイランド)社	29,160
Automotive Lending Solutions New Zealand Pty. Ltd.	13,728
計	5,492,982

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	455,916百万円
短期金銭債務	459,799
長期金銭債務	13,021

4. 偶発債務

・有価証券報告書の虚偽記載に関連した訴訟

過去の有価証券報告書の虚偽記載の結果、現在訴訟に発展している案件がある。

今後の進行状況等によっては、当社の業績に影響が生じる可能性がある。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,107,557百万円
営業費用	1,485,745
営業取引以外の取引による取引高	268,173

2. 関係会社事業損失引当金繰入額及び貸倒引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額134,929百万円及び営業外費用の貸倒引当金繰入額131,878百万円は、主に在外の債務超過の子会社に対して計上したものである。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	15,245千株
------------------------	------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損、関係会社事業損失引当金、研究開発費、貸倒引当金、未払費用であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、租税特別措置法上の諸積立金である。
なお、繰延税金資産から控除されている評価性引当額は326,081百万円である。

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
子会社	北米日産会社	所有 直接100%	当社製品の販売 先	売上高 資金の貸付	787,599 618,740	売掛金 関係会社 短期貸付金	78,884 639,520
子会社	日産車体㈱	所有 直接 50.01%	当社製品の一部 を製造委託	仕入高	382,143	買掛金 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	100,167 16,433 9,153 2,436
子会社	日産(中国)投資有限公司	所有 直接100%	当社製品の販売 先	受取配当金	128,100	—	—
子会社	中東日産会社	所有 直接100%	当社製品の販売 先	売上高 受取配当金	506,428 27,972	売掛金	67,199
子会社	日産ファイナンス㈱	所有 直接100%	当社の国内子会 社への融資の為 の資金貸借	資金の借入 資金の貸付	56,262 41,805	短期借入金 関係会社 短期貸付金	— 215,060
子会社	ニッサンインターナショナル ホールディングビービー	所有 直接100%	関係会社の株式 を保有	資金の貸付 子会社株式の現物 出資	35,930 110,650	関係会社 長期貸付金 —	223,254 —
子会社	欧州日産自動車会社	所有 直接100%	当社製品の販売 先	資金の貸付	310,489	関係会社 短期貸付金	87,148
子会社	日産英国持株会社	所有 間接100%	関係会社の株式 を保有	資金の貸付	191,211	関係会社 短期貸付金	191,211
子会社	日産サウスアフリカ会社	所有 間接100%	当社製品の販売 先	資金の貸付	26,202	関係会社 短期貸付金	76,908
子会社	英国日産自動車製造会社	所有 間接100%	設備投資に伴う 資金借入の保証 等	保証債務	76,881	—	—
子会社	米国日産販売金融会社	所有 間接100%	当社製品の販売 金融の為の保証 等	保証債務等 (キープウェル・ア グリーメント)	4,172,422	—	—
子会社	㈱日産フィナンシャルサー ビス	所有 直接100%	売掛債権の売却 及び当社製品の 販売金融のため の保証等	債権売却 保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	1,237,686 503,200	—	—
子会社	Automotive Lending Solutions Australia Pty. Ltd.	所有 間接100%	当社製品の販売 金融の為の保証 等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	456,889	—	—
子会社	カナダ日産自動車会社	所有 直接 90.91% 間接9.09%	当社製品の販売 金融の為の保証 等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	271,396	—	—
関連会 社	三菱自動車工業㈱	所有 直接26.68%	当社製品の一部 を製造委託	仕入高	16,475	買掛金 電子記録債 務 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	57,453 58,718 133 29,360 264

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 製品及び部品の販売については、市場価格・総原価等を検討の上決定している。
- (2) 製品の購入については、提示された見積価格、現行製品の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定している。
なお、部品の支給等は仕入高と相殺されており、その額は当社の原価から算定した価格を基に、交渉の上決定している。
- (3) 当社は、グループ企業との金銭貸借を行っており、利率については市場金利を勘案の上、決定している。
- (4) 100%子会社からの受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定している。
- (5) 売掛債権の売却については、販売会社のユーザンス期間に応じ、市場金利を勘案して、債権売却の割引率を決定している。
- (6) 子会社株式の現物出資については、共通支配下の取引に該当するため、対象となる子会社株式の帳簿価額を基礎として決定している。

その他

- (1) 日産ファイナンス株式会社に対する資金の貸付の一部および借入は、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載している。

- (2) 子会社の借入金等に対して債務保証をしている。
また、債務保証の一環として、信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。
なお、米国日産販売金融会社の保証債務等には95,928百万円の債務保証が含まれている。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性 (注1)	名称	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係(注1)	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	イヴァン エスピノーサ	直接0.002%	当社代表執行役 社長兼最高経営責任者	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注2)	19	—	—
役員	ジェレミー パパン	直接0.003%	当社執行役 最高財務責任者	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注2)	23	—	—
役員に準 ずる者	ステイーブン マー	直接0.010%	当社 中国マネジメント コミッティ議長	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注2)	40	—	—
役員に準 ずる者	ギョーム カルティエ	直接0.001%	当社 チーフパフォーマ ンスオフィサー	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注2)	20	—	—

(注1) 役員及び個人主要株主等の属性及び関連当事者との関係は、取引が発生した時点の属性及び関係を記載している。

(注2) 譲渡制限付株式ユニット制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものである。
自己株式の処分価額は、2025年6月23日（本自己株式処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定している。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	511円 59銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△64円 72銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示している。

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

日産自動車株式会社

取締役会 御中 EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村昌之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 皆川 裕史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 大雅

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産自動車株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産自動車株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

日産自動車株式会社

取締役会 御中 EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村昌之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 皆川 裕史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 大雅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産自動車株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- ① 監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ② 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ③ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図ったほか、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、その本社及び主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ⑤ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を執行役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 5 月 19 日

日産自動車株式会社監査委員会

監査委員（常勤）永 井 素 夫

監査委員 ベルナール デルマス

監査委員 ブレンダ ハーヴィー

監査委員 朝 田 照 男

監査委員 ヴァレリー ランドン

(注) 監査委員 永井素夫、ベルナール デルマス、ブレンダ ハーヴィー及び朝田照男は、会社法第 2 条第 15 号及び第 400 条第 3 項に規定する社外取締役であります。